

議事要旨(4) 金融商品専門委員会における検討状況（基準見直しの検討）について

冒頭、加藤常勤委員（専門委員長）より、審議事項(4)-1 及び(4)-2 に基づき、金融商品会計に関する現行基準の見直しの検討スケジュールについて説明がなされた。引き続き板橋専門研究員より、審議事項(4)-3 に基づき、金融商品の定義等及びデリバティブの定義に関する検討の方向性について説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ ある委員から、今後の作業計画に関して、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表後、IASB の検討内容も変更されているため、当委員会としても公開草案の公表前に方向性を示す検討状況の整理を公表し意見を求めることに賛成である旨、当該検討状況の整理においては、分類及び測定だけではなく減損及びヘッジ会計に関する事項も含め、これまでの償却原価の定義・概念を変更する予想損失モデルなどを市場関係者に周知して欲しいとの意見があった。これに対し事務局からは、国際的な動向をみて必要に応じて検討したいとの説明がなされた。
- ・ 同じ委員から、審議事項(4)-2 において、いくつかの論点について「当面取り上げない」の意味について確認があり、事務局から平成 22 年第 2 四半期の公表を提案している検討状況の整理では取り上げないという趣旨であるとの回答がなされた。
- ・ 別の委員から、検討状況の整理の公表に当たっては、IFRS 第 9 号の翻訳の提示だけではなく、市場関係者に具体的な要件などをイメージしてもらえらるものとなるよう、2 月以降踏み込んだ議論が必要であるとの意見があった。
- ・ また、別の委員から、平成 22 年第 2 四半期に検討状況の整理を公表するとしているが、IASB と FASB のコンバージェンスの動向、EU による IFRS 第 9 号の承認の状況を注視する必要があり、検討状況の整理においては、現行の IAS 第 39 号に対応する現行の我が国の会計基準の適用を当面続ける選択肢も示した方がよいとの意見があった。さらに別の委員からも、検討状況の整理において方向性を示すものとしているが、IASB と FASB の改訂動向を注視しながら柔軟に対応すべきであるとの意見があった。

以上の審議の後、加藤常勤委員より、総論として、国際的な動向を注視しながら柔軟性を保持しつつ、検討状況の整理を公表することに異論がないため、今後の委員会での意見も踏まえながら公表に向けた検討を進めていきたいとの説明がなされた。

以上